

さいたま市告示第388号

令和8年3月15日に実施予定のさいたま都市計画事業指扇土地区画整理審議会委員選挙における宅地所有者が選挙する委員の選挙は、届出のあった候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定により、投票を行わない。

令和8年3月6日

さいたま市長 清水 勇 人